産業労働部会の事務事業詳細調整の協議について

産業労働部会の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。 平成17年5月30日提出

津地区合併協議会 会長 近 藤 康 雄

詳細調整提案項目一覧

専門部会	分科会		項目名		
9 産業労働部会	1 労政分科会	6	商工会議所等事業補助		
	8 農業基盤整備分科会 1	1	農林業関係国県補助事業		
		2	農林業関係市町村単独事業		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名 産業労働 **分科会名** 労政

X	分	統一時期	調整結果	備考
6 商工補助	-会議所等事業 力	合併後3年	調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 各商工会議所等の合併状況を見据えつつ、新市移行後3年程度 を目処に新たに統一した基準による補助制度を制定することと し、それまでの間については、暫定的な交付基準により対応する 方向で調整する。	暫定制度につ いては、 H18.4.1
			詳細事項調整結果 各商工会議所等の合併状況を見据えつつ、新市移行後3年程度 を目処に新たに統一した基準による補助制度を制定することとし それまでの間については、暫定的な交付基準により対応する。	
			1 目的 新市の商工業の振興と発展を図るため、商工会議所について はその事業費に対し、商工会については事業費及び運営費に対 し、その一部を補助する。	
			2 交付対象 新市内の商工会議所及び商工会	
			3 暫定交付基準 (1)平成11年度から5年間の実績に基づく以下の算式による算定値(基本割と会員割の合計額)を補助金額とする。なお、算定値が平成11年度から5年間の実績の平均値を上回るときは、平均値を補助金額とする。 (2)特別補助金(イベント補助、利子補給補助等)は補助金の実績から除外して算定する。ア基本割各合併関係市町村補助金の過去5年間の実績平均値の50%をそれぞれの基本割とする。各団体補助金平均値×50% イ会員割各合併関係市町村補助金の過去5年間の実績平均値の50%を合算して得た総額を、年度当初における商工会の総会員数で割って得た会員一人当たりの補助金額に対し、各商工会の会員数を乗じて得た額を会員割とする。(各団体平均補助額の総額×50%÷商工会総会員数)×各商工会会員数	
			なお、商工会議所に対する補助金については、平成17年度の津市及び久居市の補助金額の合計額とする。 また、算定から除外された商工会の特別補助金は別途補助するものとする。	
			平成 1 7 年度補助金 津市 補助金 6 ,5 0 0 ,0 0 0 円 久居市 補助金 4 ,5 0 0 ,0 0 0 円	
	<u> </u>	<u>E額</u>		: 円)

<u> </u>	川州以玉贺					<u> </u>
	会員数(人)	平均值	基本割り額	会員割り額	算定值	補助金額
河芸町	330	6,500,000	3,250,000	4,200,000	7,450,000	6,500,000
芸濃町	239	10,260,000	5,130,000	3,041,000	8,171,000	8,171,000
美里村	79	2,800,000	1,400,000	1,005,000	2,405,000	2,405,000
安濃町	192	6,270,000	3,135,000	2,443,000	5,578,000	5,578,000
香良洲町	135	4,000,000	2,000,000	1,718,000	3,718,000	3,718,000
一志町	283	9,100,000	4,550,000	3,602,000	8,152,000	8,152,000
白山町	325	5,550,000	2,775,000	4,136,000	6,911,000	5,550,000
美杉村	333	7,500,000	3,750,000	4,238,000	7,988,000	7,500,000
豊里	140	360,000	180,000	1,781,000	1,961,000	360,000
合計	2,056	52,340,000	26,170,000	26,164,000	52,334,000	47,934,000

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名 産業労働 分科会名 農業基盤整備

		分	統一時期		調整結果			
1 2	助事業	[係国県補 		・差元る・のる ・間はで・のる 表現異負。新間。 現に、調新間。 詳新に在が担 市は 時差受整市は 細市よ	内容表(様式4) 調整の具体的内容 の市町村負担割合及び地元負担割合について各市町村間に 見られることから、新市移行後の新規事業については、地 割合等、合併と同時に新たな制度で統一する方向で調整す 修行前からの継続事業について、該当事業が終了するまで 新市移行後も現行の負担割合等を適用する方向で調整す 点の市町村負担割合及び受益者負担割合について各市町村 異が見られることから、新市移行後の新規事業について 益者負担割合等、合併と同時に新たな制度で統一する方向する。 修行前からの継続事業について、当該事業が終了するまで 新市移行後も現行の負担割合等を適用する方向で調整す 事項調整結果 の土地改良事業等に係る受益者負担金については、以下のる。新市移行前からの継続事業については、当該事業が終までの間は新市移行後も現行の負担割合等を適用する。			
			事業区分	<u> </u>	総事業費に対する受益者負担割合		7	
			(林道)改良		合の指針についての一部改正について」(平成3年5月31日 造改善局長通達)を基本とする。 なお、林道は農道と同等とする。 (主な事業) ・ほ場整備(担い手育成) (国50%、県27.5%、市10%)、受益者12.5 ・ため池等整備(小規模) (国50%、県30%、市14%)、受益者6% ・かんがい排水(一般型) (国50%、県25%、市10%)、受益者15% ・一般農道(普通農道) (国45%、県27.5%、市20%)、受益者7.5%	%		
			也(林道)改臣 本が新市・土 [‡] 且合など)		15%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促 に定められた事業については7.5%)	進計画		
		県単土地 ((林道)改良	事業	20%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促 に定められた事業については10%)	進計画		
市単独事業			20%(辺地対策事業債を活用する事業及び過疎地域自立促 に定められた事業については10%)	進計画				
	災害復旧(補助)事業 (農地・施設)			・国庫補助事業(農地・施設)・・総事業費から国及び県かられる補助金の額を控除した対象経費の1/2(災害復旧事業用する場合は1/4)に相当する額・県単補助事業(施設)・・・20%・市単独事業(農地)・・・30% (施設)・・・20% 1 人家等に二次災害の恐れがあり、緊急を要する応急処置にの受益者負担金は免除する。 2 災害救助法が適用された場合、市単独事業で行う施設の受担は10%とする。	債を活 ついて			
		その他 1 事業技 査事業	采択に伴う事績	前調	事業採択に伴う事前調査事業については、国及び県から交付 補助金の額を控除した対象経費は市が負担する。	される	_	
		2 事業は	に伴う事務費		事業に伴う事務費については、国及び県から交付される補助 を控除した対象経費の1/2に相当する額	金の額		
		3 原材料	科支給		補修用原材料の支給による工事に対しては地元負担を求めな	: l 1。		

◎土地改良事業等に係る負担割合について

新市案

単位:(%)

各市町村における現行の受益者負担割合

単位:(%)

M III A				十世.(70)
	围	県	市	受益者
◎県営事業				
●ほ場整備(担い手育成)	50	27.5	10	12.5
●ため池等整備(小規模)	50	30	14	6
●かんがい排水(一般型)	50	25	10	15
●一般農道(普通農道)	45	27.5	20	7.5
◎団体営事業(農業生産基盤)	50	15	20	15
◎県単事業		35~50	45~30	20
◎市単独事業			80	20
◎災害復旧事業				
●補助事業 (農地)	50 ~		補助残の1/2	補助残の1/2
(施設)	65 ~		補助残の1/2	補助残の1/2
(施設)		50	30	20
●市単独事業(農地)			70	30
(施設)			80	20

合中可性にあいる現代の文金有具担制造							単位∶(%0)			
津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
13.5	12.5	11.25	13.5	11.25	18	-	9	11.25	6.5	
12	10	10	12	10	16	-	8	10	6.5	
15	15	12.5	15	12.5	20	-	10	12.5	6.5	
16.5	17.5	13.75	16.5	13.75	22	-	11	13.75	6.5	
14	25 ~ 40	17.5	21	17.5	20 ~ 22	-	14	10.5	6.5	
20 ~ 26	50	25 ~ 32.5	30 ~ 39	25 ~ 32.5	20 ~ 35	-	20	15 ~ 19.5	6.5	
20	50	0 ~ 75	60	50	20 ~ 55	-	20 ~ 40	20、70	6.5	
25	20	25	30	50	35	-	10	25	2	
17.5	15	17.5	21	35	35	-	7	17.5	1	
-	-	-	50	25	-	-	10	0	12	
30	50	50	-	-	-	-	15	-	-	
20	35	50	-	-	-	-	15	-	-	